

ひきこもりの問題でお悩みの方へ

心理士による個別相談会

ひきこもり当事者とそのご家族の方を対象に、心理士が個別に相談を受けます。ひきこもりと言われる状態と、どのように向き合うのか、相談してみませんか。

日1月29日(水) 午前9時30分から、午前10時45分から、午後1時15分から、午後2時30分から、午後3時45分から(各1時間)

場 福祉会館4階第5集客室

対 市内在住のひきこもり当事者とそのご家族

定5組

申 1月6日(月)から、電話で小平市社会福祉協議会こども生活相談支援センターへ(先着順) ☎042(346)0151

小平で創業したい夢を応援

こだいら創業塾

創業に必要な知識と人脈を得るための創業塾です。産業競争力強化法に基づく、特定創業支援等事業による創業支援の特例が受けられます。

日 2月1日～3月1日の土曜日 午後1時～5時 全5回

場 中央公民館、福祉会館

対 創業予定の方、創業して間もない方、創業に興味のある方

定 20人

費 5千円

内 経営、販路開拓、人材育成、財務、ビジネスプラン発表ほか

申 12月20日(金)から、小平市HP(ID16174)へ(先着順)

問 産業振興課 ☎042(346)9534

小平商工会

コダイラブランド認定品を大募集

小平商工会では、小平という街にふさわしい商品・製品・サービスを

市民環境配慮指針普及啓発講座

太陽光発電の基礎講座

災害時の生命線となる電力の確保や脱炭素社会の実現に貢献する太陽光発電のある暮らしについて学びます。

また、補助金についてクール・ネット東京が案内します。

日 1月28日(火) 午前10時30分～正午

場 ①中央公民館2階講座室2、②テレビ会議システム(Zoom)

定 ①30人、②20人

申 12月20日(金)から1月24日(金)までに、住所、氏名、年齢、電話番号、参加方法(①②)を問合せ先へ(電話・電子メール可、先着順)

問 環境政策課 ☎042(346)9818 ☒kankyoseisaku@city.kodaira.jp



認定品を通して、店や会社のイメージアップにつながります。ぜひ、ご応募ください。

募集期間 1月15日(水)まで

応募資格 市内に拠点を有する事業者で、商工会が認めた団体

応募方法 申請書に写真などを添えて、問合せ先へ

※申請書・認定基準・発表などはHPをご覧ください。お問い合わせください。

HP 小平商工会

問 小平商工会 ☎042(344)2311

ふれあい下水道館

1月の催し

◆学習講座 竹で丸ポスト貯金箱とけん玉をつくる

ほかに、土の中の小さな生き物を顕微鏡で観察します。

日 1月18日(土) 午前10時～11時30分

対 小学生(保護者1人まで同伴可)

定 30人

持 筆記用具

申 12月20日(金)から1月17日(金)までに、問合せ先へ(電話可、先着順)



木造住宅

無料耐震相談会

※休館日など、詳しくは小平市HP(ID70022)をご覧ください。

問 ふれあい下水道館 ☎042(326)7411

ド)または建築指導課へ(先着順) ☎042(312)1145

日 12月23日(月) 午後1時30分～3時30分 雨天決行

場 いなげや小平回田店第2駐車場(回田町92-1)

内 陶磁器食器の回収：茶わん、皿(割れた物も可、汚れた物は洗ってください)。ガラス製・プラスチック製の食器や、食器以外は不可。包装紙はお持ち帰りください

▽小型家電の回収：携帯電話、卓上計算機、ACアダプターほか

▽廃食油の回収：未使用可、ロードやバッテリーなどの動物性油不可、食用以外の油不可

※現地での回収タンクに入れて、容器はお持ち帰りください。

リサイクルきやらばん

陶磁器食器や未利用食品などの回収

日 12月23日(月) 午後1時30分～3時30分 雨天決行

場 いなげや小平回田店第2駐車場(回田町92-1)

内 陶磁器食器の回収：茶わん、皿(割れた物も可、汚れた物は洗ってください)。ガラス製・プラスチック製の食器や、食器以外は不可。包装紙はお持ち帰りください

▽小型家電の回収：携帯電話、卓上計算機、ACアダプターほか

▽廃食油の回収：未使用可、ロードやバッテリーなどの動物性油不可、食用以外の油不可

※現地での回収タンクに入れて、容器はお持ち帰りください。

絶賛配信中

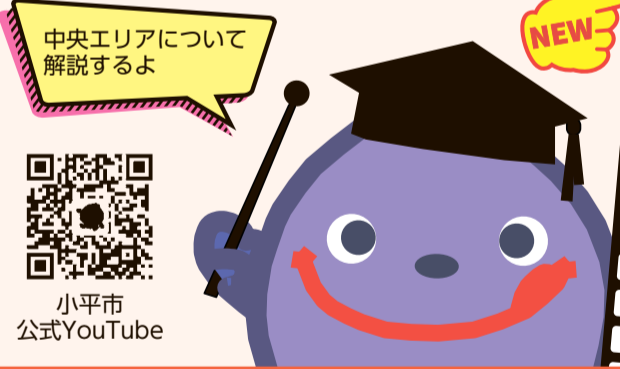
中央エリアの整備に関する動画

市では、老朽化が進む中央公民館・健康福祉事務センター・福祉会館の3つの施設を複合化して建て替えることを計画しています。建て替えに合わせて、市役所周辺の中央エリアを、市民の皆さんの憩いの場、交流をつくりだす場として、一体的に整備する予定です。

設計は、隈研吾建築都市設計事務所に委託し、市民の皆さんからご意見などをいただきながら、検討を進めています。

令和6年10月時点での、中央エリアの整備の基本的な内容について説明する動画を作成しました。小平市公式YouTubeで公開していますので、ぜひご覧ください。

問 公共施設マネジメント課 ☎042(346)9557



消費生活センター

だより

◆通信販売の定期購入トラブル

▽事例 インターネットの広告で「いつでも解約可能」、「定期縛りなし」、「1回だけのお試しOK」と表示されていた美容液があった。初回が1本3千円、2回目以降が1本7千円で購入できるとあるので、初回のみでやめるつもりで注文した。注文時に、1千円割引の「特別割引クーポン」が表示されたので、クーポンを利用して2千円で1本購入した。

初回の商品が到着したので、2回目以降の解約の電話をしたら、「あなたの契約はクーポンを利用した際に4回縛りのある定期コースに変更されている。これは、2回目以降2本ずつ届き、全部で4回購入しなければ解約ができないコースだ。クーポン利用後の最終確認画面では、変更後のコース名および購入条件と4回購入時の総額が表示されており、その最終確認画面を確認したうえで申し込んだので、4回購入後まで解約は受け付けられない。4回の合計金額は4万4千円だ。」と言われた。(40代女性)

▽相談員からのアドバイス

低価格な商品の広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文していても、よく読むと定期購入が条件となっていて、総額として注文時に想定した以上の金額を支払うケースがあります。

通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。返品や解約をするときも、それぞれの業者が規約に定めた条件に従うこととなりますので、条件をよく読んで申し込みましょう。

事例においても「いつでも解約可能」⇨解約の申し出をしなれば継続購入、「定期縛りなし」⇨何回購入しなければいけないという回数制限がない定期購入：といったように、広告表示をよく読むと、全て定期購入であることを示しています。

また、「1回だけのお試しOK」と表示されている広告の中には、初回のみで購入で2回目以降を解約する場合は、初回の価格と本来の定価との差額相当の違約金などを請求すると規約に定めているものもあります。事例のように「クーポン利用」を選択すると、当初選択したコースからコース自体が変更され、購入条件が変わってしまうといった販売方法も存在します。

特定商取引法では、注文を確定させる前の最終確認画面で契約の申込み内容を確認できるように表示することを義務づけています。

購入申込み時には、最終確認画面で、購入条件や解約条件などをよく確認して注文するとともに、最終確認画面をスクリーンショットや印刷などの方法で保存しておきましょう。

困った時は一人で悩まず、まずはご相談ください。

◆消費生活センター

受付時間 平日の午前9時～正午、午後1時～4時

相談 ☎042(346)9550

▽フードドライブ(未利用食品の回収)：米(精米から2か月以内のもの)、缶詰、インスタント・レトルト食品、パスタなどの乾物、お茶やコーヒーなどの飲料、調味料ほか(未開封で包装や外装が破損していないもの、賞味期限が1か月以上先のもの)

※生鮮食品不可、瓶詰め食品不可。

▽紙パックの回収：牛乳やジュースなどの紙パック

▽雑貨類の回収：まだ使えるおもちゃ、ぬいぐるみ(30センチ以内)、育児用品

※いずれも事業系のもの、粗大ごみは不可。回収できないものは、お持ち帰りください。車での持ち込みも可能です。

問 資源循環課 ☎042(346)9535